

越前町職員の懲戒処分等の公表基準

1 趣 旨

この基準は、町民に信頼される公正で透明な町政運営、公務員倫理の保持の徹底と職員の不祥事の防止を図るため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づく懲戒処分等を行った場合の処分内容等の公表に関する基準を定めるものとする。

2 公表する懲戒処分等

次のいずれかに該当する処分を行った場合は、公表するものとする。

- (1) 地方公務員法に基づく懲戒処分（免職、停職、減給又は戒告）
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合の地方公務員法に基づく休職処分
- (3) 懲戒処分を受けた職員の管理監督者に対し、その監督責任に関して行う訓告等

3 公表の内容

公表する懲戒処分等の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 事案の概要
- (2) 被処分職員の所属名
- (3) 被処分職員の職名
- (4) 被処分職員の年齢及び性別（監督責任の場合を除く。）
- (5) 処分の内容
- (6) 処分年月日

なお、社会的影響が著しく大きなもので、関係機関から先に被処分職員の氏名等が公表されている場合は、氏名等を公表することがある。

4 公表の例外

次に掲げる場合には、公表内容の全部又は一部を公表しないことができるものとする。

- (1) 被害者が公表を望まない場合又は公表することにより被害者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合
- (2) 公表することにより、被処分職員個人の権利利益を不当に害すると認められる場合
- (3) その他関係者に特に配慮する必要があると認められる場合

5 公表時期

懲戒処分を行った後、速やかに公表するものとする。

6 公表方法

報道機関等への資料提供その他適宜の方法によるものとする。

附 則

この基準は、平成23年7月1日から施行する。